

## 騒音関係施設設置届出書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

### 届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者の氏名

青森県公害防止条例第 48 条第 1 項 (第 49 条第 1 項) の規定により、騒音関係施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号			
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の事業内容		※施設番号			
常時使用する従業員数		※審査結果			
騒音の防止の方法	別紙のとおり	※備考			
騒音関係施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考 1 騒音関係施設の種類の欄には、青森県公害防止条例別表第 4 に掲げる項番号及び(1), (2), (3)等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。